位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条において同じ。）

算式

$\sqrt{(a／b)} \times 1.0182$

$\sqrt{(a／b)}$ は b が 0 であるときは 0 とする。

算式の符号

a　前記 A に同じ。

b　当該年度の前 4 年度の 3 月 1 日から前 3 年度の 2 月末日までの間の当該市町村の区域内において売渡し等が行われた製造たばこの本数

C　次の算式によつて算定した額

算式

$(c \times d + e_1 \times f_1 + e_2 \times f_2 - g) \times 0.75$

$c \times d + e_1 \times f_1 + e_2 \times f_2 - g$ に千円未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、$c \times d + e_1 \times f_1 + e_2 \times f_2 - g$ が負数となるときは 0 とする。

算式の符号

c　算式の符号 A に規定する本数から算式の符号 C の算式の符号 e_1 に規定する本数及び算式の符号 C の算式の符号 e_2 に規定する本数の合計数を控除した本数

d　地方税法第 468 条に定める市町村たばこ税の税率

e_1　前々年度の 3 月 1 日から 31 日までの間に当該市町村の区域内において売渡し等が行われた紙巻たばこ三級品（平成 27 年地方税法等改正法附則第 20 条第 1 項の紙巻たばこ三級品をいう。以下この条において同じ。）の本数（喫煙用の紙巻たばこ以外の製造たばこの本数については同法第 467 条第 2 項及び第 3 項の規定によつて換算した本数とし、当該本数が 500 未満であるときは 0 とし、当該本数に 500 未満の端数があるときはその端数を切り捨て 500 以上 1,000 未満の端数があるときはその端数を 1,000 とする。以下この条において同じ。）

e_2　前年度の 4 月 1 日から 2 月末日までの間に当該市町村の区域内において売渡し等が行われた紙巻たばこ三級品の本数

f_1　平成 27 年地方税法等改正法附則第 20 条第 2 項第 1 号に定める市町村たばこ税の税率

f_2　平成 27 年地方税法等改正法附則第 20 条第 2 項第 2 号に定める市町村たばこ税の税率

g　前 3 年度の全国のたばこ税の額の合計額に当該市町村のたばこ消費基礎人口（地方税法第 485 条の 13 に規定するたばこ消費基礎人口をいう。以下同じ。）に 2.00 を乗じて得た数を全国のたばこ消費基礎人口の合計数で除して得た割合を乗じて得た割合を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

（鉱産税の基準税額の算定方法）

第三十五条　鉱産税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$A \times 0.0075 + B \times 0.00525$

$A \times 0.0075$ 及び $B \times 0.00525$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

算式

$\sqrt{(a／b)} \times 1.0314$

$\sqrt{(a／b)}$ は b が 0 であるときは 0 とする

算式の符号

a　前記 A に同じ。

b　当該年度の前 4 年度の 3 月 1 日から前 3 年度の 2 月末日までの間の当該市町村の区域内における売渡し等に係る製造たばこの本数

C　次の算式によつて算定した額

算式

$\{(c \times d + e \times f) - g\} \times 0.75$

$(c \times d + e \times f) - g$ に千円未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、$(c \times d + e \times f) - g$ が負数となるときは 0 とする。

算式の符号

c　算式の符号 A に規定する本数から算式の符号 C の算式の符号 e に規定する本数を控除した本数

d　地方税法第 468 条に定める市町村たばこ税の税率

e　前々年度の 3 月 1 日から前年度の 2 月末日までの間の当該市町村の区域内における売渡し等に係る製造たばこ（平成 27 年地方税法等改正法附則第 20 条第 1 項の規定による改正前の地方税法（以下この条において「平成 27 年改正前地方税法」という。）附則第 30 条の 2 に規定する紙巻たばこに係るものに限る。）の本数（喫煙用の紙巻たばこ以外の製造たばこの本数については同法第 467 条第 2 項及び第 3 項の規定によつて換算した本数とし、当該売渡し等に係る製造たばこの本数が 500 未満であるときは 0 とし、当該売渡し等に係る製造たばこの本数に 500 未満の端数があるときはその端数を切り捨て 500 以上 1,000 未満の端数があるときはその端数を 1,000 とする。）

f　平成 27 年改正前地方税法附則第 30 条の 2 及び平成 27 年地方税法等改正法附則第 20 条第 2 項に定める市町村たばこ税の税率

g　前 3 年度の全国のたばこ税の額の合計額に当該市町村のたばこ消費基礎人口（地方税法第 485 条の 13 に規定するたばこ消費基礎人口をいう。以下同じ。）に 2.00 を乗じて得た数を全国のたばこ消費基礎人口の合計数で除して得た割合を乗じて得た割合を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

（鉱産税の基準税額の算定方法）

第三十五条　鉱産税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$A \times 0.0075$

算式の符号

A　前年度において鉱産税の課税標準となつた額（同年度中に申告書の提出又は更正若しくは